

売上(粗利)減少と、支給要件確認月の売上高または粗利益を証明する書類について

② = H31以降の①と同じ月

H31	2019	1	2	3	H31.4	5	6	7	8	9	10	11	12
R2	2020	1	2	3	R2.4	5	6	7	8	9	10	11	12
R3	2021	1	2	3	R3.4	5	6	7	8	9	10	11	12
R4	2022	1	2	3	R4.4	5	6	7	8	9	10	11	12

① = R3.6~R4.5の任意のひと月

支援金要件：10%以上減少していること
 $(② - ①) / ② \times 100 \geq 10$

売上(千円)

H31	2019	1	2	3	H31.4	5	6	7	8	9	10	11	12
R2	2020	1	2	3	R2.4	5	6	7	8	9	10	11	12
R3	2021	1	2	3	R3.4	5	6	7	8	9	10	11	12
R4	2022	1	2	3	R4.4	5	6	7	8	9	10	11	12

注: 表内の数字は売上(千円)を示す。例1×はR2.7月(100)とR3.5月(300)の比較。例2○はR3.5月(300)とR4.1月(450)の比較。例3×はR3.1月(300)とR4.1月(450)の比較。

例えば、①を「R4年1月」とした場合、②は「H31年1月」または「R2年1月」または「R3年1月」

<p><例1> 「①R4年1月」「②H31年1月」の場合、①450千円、②480千円 計算すると次のとおり6.2%の減少 ⇒ 対象外 $(②480千円 - ①450千円) / ②480千円 = 6.25$</p>	<p>×</p>
---	----------

<p><例2> 「①R4年1月」「②R2年1月」の場合、①450千円、②600千円 計算すると次のとおり25.0%の減少 ⇒ 対象 $(②600千円 - ①450千円) / ②600千円 = 25.00$</p>	<p>○</p>
---	----------

<p><例3> ①「R4年1月」、②「R3年1月」の場合、①450千円、②300千円 減少していない ⇒ 対象外</p>	<p>×</p>
---	----------

この例の場合、<例2>が該当し、支援金の支給対象です。

支給要件確認月の売上高または粗利益を証明する書類として、「①R4年1月」分と「②令和2年1月」分が記載されている法人概況、または青色申告決算書、月別試算表（会計ソフトから出力したもの、又はエクセル等で作成したもの）の写しを提出してください。いずれも存在しない場合は、手書きの月間集計表でも可とします。申請書に記載した金額と対応する部分にマーカー等で印をつけてください。

個別の領収書控や売上傳票しか存在せず、月間を集計していない場合は、ホームページ掲載の参考書式に記載して、押印のうえ提出してください。